

## 令和5年3月市議会定例会議

### 総務常任委員会資料

- ◆ 議案第44号 福島市消防団員の定員、任免、服務及び給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- ◆ 議案第16号 令和4年度福島市一般会計補正予算(第14号)  
(消防本部所管分)
- ◆ 報告第1号 専決処分報告の件
  - ・専決第4号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

消防本部

議案第44号

(議案書186頁)

福島市消防団員の定員、任免、服務及び給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件〔消防本部所管分〕

1 改正の概要

消防団員の定員の適正化及び報酬の見直しのため、所要の改正を行うもの。

2 改正の趣旨

- (1) 基本団員の減少が続いており、条例定数を下回っている一方、機能別団員は学生団員の入団が増える傾向にあることから、定員の適正化を行うもの。
- (2) 消防団員を確保するため年額報酬を見直すもので、「一般団員」階級の年額報酬は「国の基準」より低いことから基準額と同額に引上げ、また、「副分団長」以上の階級の年額報酬は「国の基準」より高いことから、基準額との均衡を図るため、一定割合の減額を行うもの。

3 改正の内容 (改正箇所：下線部)

改正後	改正前
<p>(定員)</p> <p>第2条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項の規定に基づく消防団員の定員は、<u>2,587人</u>とし、定員の区分は、次の各号に掲げる消防団員の区分に応じ、それぞれ該当各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる消防団員以外の消防団員(以下「基本団員」という。) <u>2,409人</u></p> <p>(2) 市長が定める特定の消防事務に限り従事する消防団員(以下「機能別団員」という。) <u>178人</u></p> <p>2~4 (略)</p>	<p>(定員)</p> <p>第2条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第19条第2項の規定に基づく消防団員の定員は、<u>2,660人</u>とし、定員の区分は、次の各号に掲げる消防団員の区分に応じ、それぞれ該当各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる消防団員以外の消防団員(以下「基本団員」という。) <u>2,506人</u></p> <p>(2) 市長が定める特定の消防事務に限り従事する消防団員(以下「機能別団員」という。) <u>154人</u></p> <p>2~4 (略)</p>

改正後			改正前				
別表第1 (第14条、第16条関係)			別表第1 (第14条、第16条関係)				
階級		年額報酬	旅費額	階級		年額報酬	旅費額
団長		205,000円	(略)	団長		220,000円	(略)
副団長		145,000円		副団長		160,000円	
分団長		80,000円		分団長		87,000円	
副分団長		60,000円		副分団長		66,000円	
部長	機関操作に従事する者	53,000円		部長	機関操作に従事する者	53,000円	
	その他の者	47,000円			その他の者	47,000円	
班長	機関操作に従事する者	44,000円		班長	機関操作に従事する者	44,000円	
	その他の者	38,000円			その他の者	38,000円	
団員(基本団員)	機関操作に従事する者	42,500円		団員(基本団員)	機関操作に従事する者	36,000円	
	その他の者	36,500円			その他の者	30,000円	
団員(機能別団員)		12,000円	団員(機能別団員)		12,000円		

4 具体的な影響

- (1) 団員数の現状に応じた適正化により地域の実情に応じた消防団の充実強化を図る。また、基本団員の定数に応じて負担している「消防団員退職報償金支給責任共済負担金」等の掛金の削減を図る。
- (2) 「団員」階級の報酬見直しにより消防団員の入団促進を図る。

5 条例の施行日

令和5年4月1日

6 参 考

①消防団員数の推移

(人)

団員別	条例定数	団員数			
	R2. 10. 1	R2. 10. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1	R5. 3. 1
基本団員	2, 506	2, 325	2, 283	2, 256	2, 266
機能別団員	154	67	87	112	135
合 計	2, 660	2, 392	2, 370	2, 368	2, 401

②国の基準（地方交付税単価）

階級	単価
団長	82, 500円
副団長	69, 000円
分団長	50, 500円
副分団長	45, 500円
部長・班長	37, 000円
団員	36, 500円

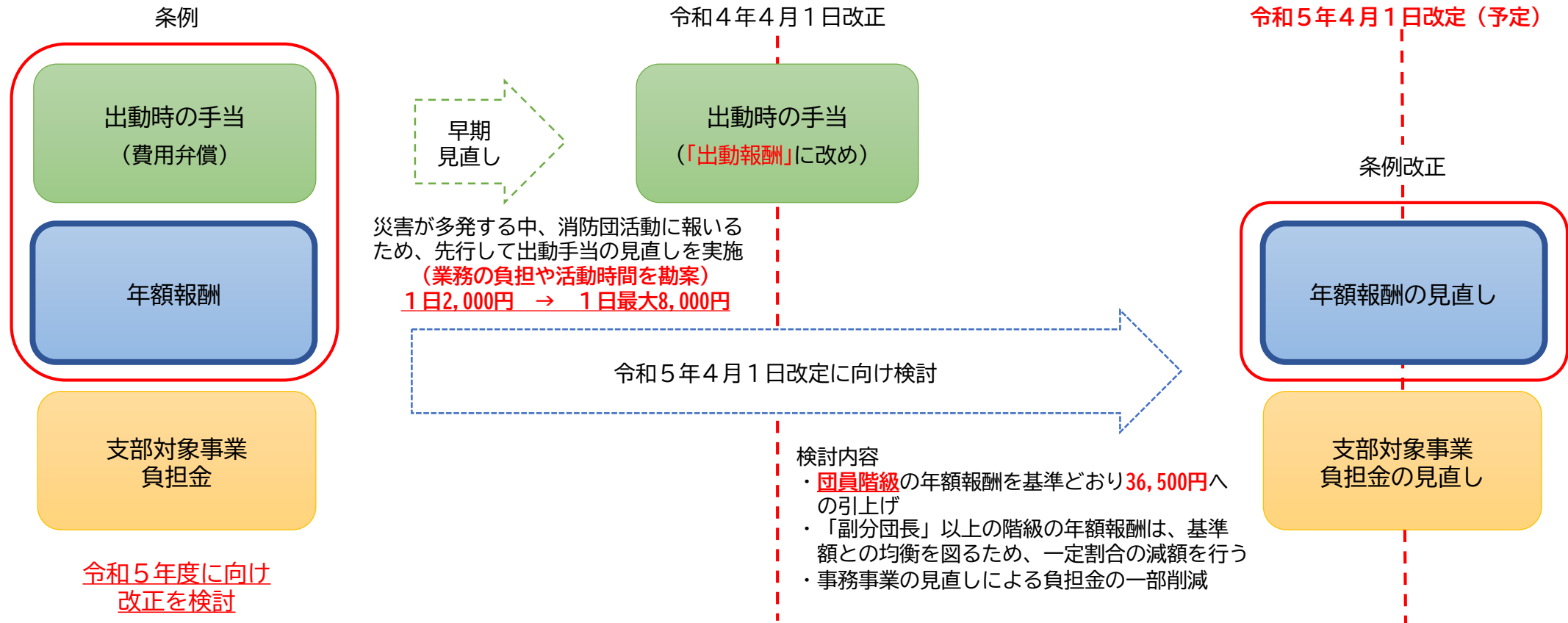
# 福島市消防団員の定員、任免、服務及び給与に関する条例の一部改正 (消防団員の年額報酬の改正)

## 1 消防団員の処遇改善の必要性と対応

消防団員が減少していることや、災害が多発化・激甚化する中、消防団員の負担が増加していることを踏まえ、消防団員の処遇を改善し、消防団員を確保することを目的として、条例の一部を改正するもの。

団員の処遇改善を進めるにあたっては、出勤時の手当、年額報酬、福島支部対象事業負担金など消防団予算の総合的な見直しを行い、条例において規定している消防団員の年額報酬を改正するもの。

## 2 改正の経過



議案第16号 令和4年度福島市一般会計補正予算（第14号）[消防本部所管分]

第1表 歳入歳出予算補正

(議案書64～66頁)

1 非常備消防費

【歳入】16款 国庫支出金 2項 国庫補助金 5目 消防費国庫補助金

(補正予算説明書14頁)

【歳出】9款 消防費 1項 消防費 2目 非常備消防費

(補正予算説明書20頁)

◎ 事業名及び財源内訳

(単位 千円)

事業名	補正額	補正額の財源内訳			
		国庫支出金	地方債	その他	一般財源
非常備消防費 (消防団等被服整備費)	△2,535	国 △844	-	-	△1,691

◎ 減額理由

消防団員用耐切創性手袋整備事業の国庫補助が見込めないことから今年度の実施を見送るもの。

2 消防施設費

【歳入】23款 市債 1項 市債 8目 消防債

(補正予算説明書17頁)

【歳出】9款 消防費 1項 消防費 3目 消防施設費

(補正予算説明書20頁)

◎ 事業名及び財源内訳

(単位 千円)

事業名	補正額	補正額の財源内訳			
		国庫支出金	地方債	その他	一般財源
非常備消防施設費 (防火水槽整備費)	△4,200	-	△3,100	-	△1,100

◎ 減額理由

無蓋防火水槽の有蓋化工事を1基実施する予定であったが、工事費高騰に伴い請負業者の決定が見込めないことから今年度実施を見送るもの。

第4表 地方債補正

(議案書70頁)

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	
	変更前	変更後
消防施設整備費	189,000	185,900

◎ 補正内容

非常備消防施設費（防火水槽整備費）の今年度実施の見送りに伴い、消防施設整備債の限度額を変更するもの。

報告第1号 専決処分報告の件

(議案書195頁)

専決第4号 損害賠償の額の決定並びに和解の件

- 1 事故発生日時 令和4年12月22日(木) 午前10時02分頃
- 2 事故発生場所 福島市笹木野地内(住宅敷地内)
- 3 事故状況等 福島消防署職員が救助活動中、要救助者宅への進入箇所を確認するため、相手方住宅の引違い窓を開放しようとしたところ、窓ガラスが破損した。
- 4 損害賠償額 物件損害額 11,550円の10/10 11,550円
- 5 和解の内容 本事故については、損害賠償額を上記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたり一切の異議申立て請求争訟等を行わない。
- 6 事故物件写真



窓ガラス破損状況(テープで応急処置後)